

中山間地域等活性化緊急対策

【中山間地域等直接支払交付金：５９８百万円】

対策のポイント

中山間地域等において、中山間地域等直接支払交付金を活用した農村集落の活性化に向けた取組活動を支援します。

<背景／課題>

- ・「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に関する取組方針や「日本再生戦略」において、平成25年度までの２年間で「人・農地プラン」の作成を集中的に促進することとされています。
- ・地方公共団体が「人・農地プラン」の作成の働きかけ等を行う中で、中山間地域等においては、地域資源を活かした６次産業化等の取組により地域活性化を図る気運が高まっています。
- ・こうした状況を踏まえ、本交付金を活用して、中山間地域等の条件不利を補いながら、６次産業化等の取組を推進するためには、農家が活動しやすい農閑期の時期を的確に捉えた支援策を講じる必要があります。

政策目標

耕作放棄地の発生を防止し、中山間地域等の農用地7.7万haの減少を防止（平成22年度～26年度）

<主な内容>

中山間地域等直接支払交付金

５９８百万円

中山間地域等において、地目や傾斜等の条件に応じた単価の交付金を農業者等に交付して、中山間地域等の条件不利を補いながら、協定に基づき地域ぐるみで実施する６次産業化等の取組を推進します。

（ 補助率：定額（田（急傾斜）：21,000円/10a、畑（急傾斜）：11,500円/10a 等）
事業実施主体：地方公共団体 ）

[お問い合わせ先：農村振興局中山間地域振興課 （０３－３５０１－８３５９（直））]